

大分県報

平成二十八年
第二八二一号
十月十一日

（火曜日）

目次

告示

救急病院等の認定.....一

特定非営利活動法人の設立認証申請.....一

大規模小売店舗に係る公示.....一

選挙管理委員会告示

選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）.....二

政治資金規正法第十七条第二項の適用.....三

病院の院長等が不在者投票管理者となる病院等の指定に関する告示の一部改正.....三

公 告

ふぐ処理講習会の開催.....四

開発行為の完了.....四

○告示

大分県告示第五百三十号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の医療機関を消防法（昭和二十三年法律第八十六号）第二条第九項に規定する救急隊により搬送される傷病者に関する医療を担当する医療機関として認定した。

平成二十八年十月十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

平成二十八年十月十一日

大分県報（告示）

一

救急病院・救急診療所の別	名 称	所 在 地	認 定 期 間
救急病院	豊後大野市民病院	豊後大野市緒方町馬場二七六番地	平二八・一〇・一から 平三一・九・三〇まで

大分県告示第五百三十一号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があつた。

平成二十八年十月十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 申請のあつた年月日

平成二十八年九月二十三日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 石城コミュニティスペース庵

三 代表者の氏名

島 津 義 信

四 主たる事務所の所在地

由布市挾間町高崎四十番地一

五 定款に記載された目的

この法人は、地域で暮らす子育て中の世帯、児童、生徒、高齢者及びその他の住民に対して、障害者総合支援法、児童福祉法並びに介護保険法に基づき福祉の増進、地域福祉の向上に関する事業を行い、安心・安全な暮らしの確立及び地域コミュニティの活性化に寄与することを目的とする。

大分県告示第五百三十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第五条第一項の規定により次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があつたので、同条第三項の規定により関係書類を縦覧に供する。

平成二十八年十月十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 大規模小売店舗の新設に関する届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）ドラッグコスモス寒田店
大分市大字寒田字宮田千十一番一 外
- 2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名
又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
（一）大規模小売店舗を設置する者
株式会社コスモス薬品
代表取締役 宇 野 正 晃
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目十番一号
（二）大規模小売店舗において小売業を行う者
株式会社コスモス薬品
代表取締役 宇 野 正 晃
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目十番一号
- 3 大規模小売店舗の新設をする日
平成二十九年五月二十八日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
千八百七十二平方メートル
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
（一）駐車場の位置及び収容台数
建物南側 八十七台
（二）駐車場の位置及び収容台数
建物東側 三十四台
（三）荷さばき施設の位置及び面積
建物南側 五十平方メートル
（四）廃棄物等の保管施設の位置及び容量
建物内西側 十一・三五立方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
（一）大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前九時
閉店時刻 午後十時
（二）来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前八時三十分から午後十時三十分まで

（三）駐車場の自動車の出入口の数及び位置
二箇所 建物敷地南側
（四）荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
二十四時間
二 届出年月日
平成二十八年九月二十七日
三 関係書類の縦覧
1 縦覧場所
大分県商工労働部商業・サービス業振興課
2 縦覧期間
平成二十八年十月十一日から平成二十九年二月十三日まで
四 その他
法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、この告示の日から平成二十九年二月十三日までに意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地（以下「氏名等」という。）を記載した意見書を大分県中部振興局に提出しなければならぬ。
なお、法第八条第三項の規定による意見の縦覧において、氏名等の縦覧を希望しない者は、その旨を申し出ることができる。

○選挙管理委員会告示

大分県選挙管理委員会告示第五十六号
地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条、第七十五条、第七十六条、第八十条、第八十一条及び第八十六条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条の規定による平成二十八年九月二日現在で大分県議会議員及び大分県知事の選挙権を有する者（以下「選挙権を有する者」という。）の総数の五十分の一の数及び三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。
平成二十八年十月十一日

護老人ホーム創生の里（ユ
ニット型）
大字野田三〇六一二
に、
住宅型有料老人ホームステ
ーション常行
ク 常行一六三一
「養護老人ホーム亀鶴苑 玖珠郡九重町大字菅原一三七九一」を
「養護老人ホーム亀鶴苑 玖珠郡九重町大字菅原一三七九一」に改める。

○公 告

大分県食の安全・安心推進条例（平成十七年大分県条例第十九号。以下「条例」とい
う。）第十六条第二項第一号の規定により、次のとおりふぐ処理講習会を開催する。
平成二十八年十月十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

- 一 講習会の受講対象者
条例第十六条第一項の規定によりふぐ処理者名簿に登録された者のうち、登録の有効期
間が平成二十九年五月三十一日、同年八月三十一日、同年十一月三十日及び平成三十年二
月二十八日までの者
 - 二 講習会の開催期日及び場所
1 開催日時 平成二十九年二月十五日（水曜日）午後一時から午後三時四十分まで
なお、受付時間は、午後零時十五分から午後零時五十五分までとする。
2 開催場所 大分市大字下郡四百九十六―三十八 大分県教育会館
 - 三 講習会の受講申込みの受付期間及び場所
1 受付期間 平成二十九年一月十六日（月曜日）から同月二十日（金曜日）まで
2 受付場所
- 次の表に掲げる一般社団法人大分県食品衛生協会の各支部

支 部 名	所 在 地
国東支部	国東市国東町安国寺七八六番地一 東部保健所国東保健部内
別府支部	別府市大字鶴見字下田井一四番地一 東部保健所内
速見支部	速見郡日出町字仁王山三五三一番地二四 日出総合庁舎内
由布支部	由布市庄内町柿原三三七番地二 中部保健所由布保健部内
臼杵支部	臼杵市大字臼杵字洲崎七二番地三四 中部保健所内

津久見市支部	津久見市港町一番二十一号 津久見商工会議所内
佐伯支部	佐伯市向島一丁目四番一号 南部保健所内
豊後大野支部	豊後大野市三重町市場九三四番地二 豊肥保健所内
竹田支部	竹田市大字竹田字山手一五〇一番地二 竹田総合庁舎内
日田支部	日田市田島二丁目二番五号 西部保健所内
玖珠郡支部	玖珠郡玖珠町大字塚脇一三七番地一 玖珠総合庁舎内
中津支部	中津市中央町一丁目一〇番四二号 北部保健所内
宇佐支部	宇佐市大字法鏡寺二三五番地一 宇佐総合庁舎別棟内
豊後高田支部	豊後高田市是永町三九番地 北部保健所豊後高田保健部内
大分市支部	大分市荷揚町六番一号 大分市保健所内

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第二項の規定により、次の開発区域の
開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。
平成二十八年十月十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

- 一 開発区域に含まれる地域の名称
中津市大字昭和新田字三番通八十五番一の一部及び字四番通百二十五番一の一部（四工
区）
- 二 開発区域の面積
一一、〇〇〇・五六平方メートル（四工区）
- 三 許可を受けた者の住所及び名称・氏名
中津市大字昭和新田一番地
ダイハツ九州株式会社
代表取締役社長 泉 谷 卓 司
- 四 完了検査年月日
平成二十八年九月二十日